

都市農業の持続的発展のための課題と展開方向

農的社會デザイン研究所代表
農林中金総合研究所客員研究員

葛谷 栄一

定着した「都市農業」

今、都市農業に注がれる視線は熱い。都市農業振興基本法の成立は、突然の衆議院解散・総選挙で先延ばしとはなったが、都市農地や都市農業の必要性についての国民的コンセンサスは熟しつつある。

そもそも都市は農村とは反対概念、あるいは対立概念と言ってきた。都市にとって食料品として農産物は必要ではあっても、農業は農村で行われるものであり、都市は近代化し農村とは区別された存在とされてきた。それが「都市」と「農業」とがいつしよになっての「都市

農業」という言葉はすっかり定着し、ほとんど違和感を持たないまでになった。さらには都市農業を振興し都市農地を守っていくことが必要であり、このために基本法を成立させようとしている。2000年前後までは都市農業に理解・関心を示す人はごく一部にすぎなかったことを振り返ると、正直、隔世の感がある。

これは食料供給だけでなくヒートアイランド現象の緩和や災害時の避難場所、余暇・環境教育の場等の、都市農業が持つ多面的機能という価値が評価されるようになったことが直接的要因として考えられる。しかしそれだけにとどまらず都市に農地や農業を必要とするもつと基本的なところでの変化、すなわち農業という行為を通じ、農地という空間を活かしての都市住民の共生関係の創出、いつてみればあらたな地域コミュニティづくりをめざす都市住民・国民の動きがあるようにも感じる。

本稿は3回にわたつての連載を予定するが、第1回は都市農業の実態と問題の概略、都市農業をめぐる経過と情勢を確認したうえで、第2回、第3回については内外の事例を交えながら、背景にある社会構造の変化も踏まえて基本法成立後の都市農業の持続的発展を可能にしていくための課題と将来の展開方向について考えてみたい。

都市農地の所管は国土交通省

先に都市農業の概念について

確認しておく、一般的には「市街化区域農地とその周辺で営まれる農業」をいう。なお、農林統計上の地域区分に都市的地域があるが、これは市街化区域だけでなく市街化調整区域をあわせた内容を持っている。今、法制度をもつて守ろうとしている都市農地は、市街化区域内の農地を指す。市街化区域と都市的地域とを明確に区分してとらえておくことが必要である。

また政策支援も得て農業を展開していくためには農地が農業振興地域内にあることが要件とされるが、市街化調整区域は農業振興地域に含まれるものの、市街化区域についてはきわめて限定的にしか農業施策の対象とはされていない。その区分についての全体イメージは図1のとおりで、農業振興地域については農林水産省の所管とされるが、市街化区域については国土交通省の所管となる。したがって市街化区域内の農地は、たとえしっかりとした農業が営まれていても農政の対象外となり、国からの補助金等は得られないということになる。

20年後になくなりかねない都市農地

ずばり都市農業問題の核心は、都市計画法によつて「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされる市街化区域内農地について、宅地として利用することを前提に課税されているところにある。これにともなう相続税、

図1 農振農用地区域内の農地と市街化区域内農地との関係

